

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	小児慢性特定疾病指定医の指定		
根拠法令及び条項	児童福祉法第19条の3第2項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 児童福祉法施行規則第7条の10 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康部 地域保健課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

**【別紙】**

第7条の10 都道府県知事は、法第19条の3第1項の規定に基づき、診断又は治療に5年以上(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修を受けている期間を含む。)従事した経験を有する医師であつて、次の各号のいずれかに該当するものうち、第7条の13に規定する職務を行なうのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、その申請に基づき、指定医に指定するものとする。

(1) 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医(以下「専門医」という。)の資格を有すること。

(2) 都道府県知事が行う研修を終了していること。

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、第7条の16の規定により指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他指定として著しく不相当と認められる者については、前項の指定をしないことができる。